

草津市  
ヤングケアラー支援マニュアル

令和7年7月

<目次>

1. はじめに.....	1
2. ヤングケアラーとは.....	2
3. ヤングケアラーに支援が必要な理由.....	3
4. ヤングケアラーに関する調査.....	5
5. ヤングケアラーの存在に気づくためには.....	7
6. ヤングケアラーの支援における留意点.....	9
7. ヤングケアラーの支援の流れ（発見した際の対応）.....	10
(1) 学校（小学校、中学校、高等学校等）の場合.....	11
(2) 障害福祉・介護保険サービスに関連する事業所、その他関係機関の場合.....	12
(3) 市役所内関係課の場合.....	13
(4) 民生委員・児童委員、市民の場合.....	14
(5) ヤングケアラー本人とその家族からの相談.....	14
8. ヤングケアラーの具体的な支援の例.....	15
9. 参考事例.....	17

令和4年9月策定（10月～適用）

令和7年7月改訂

※最新版の支援マニュアルを草津市ホームページに随時掲載しています。

**「こども」の表記について**

特別な場合を除き、平仮名表記の「こども」を用いています。

（特別な場合の判断）

- ① 法令に根拠がある語を用いる場合  
例：公職選挙法における「子供」、子ども・子育て支援法における「子ども」
- ② 固有名詞を用いる場合  
例：既存の予算事業名や組織名
- ③ 他の語との関係で「こども」表記以外の語を用いる場合

## 1. はじめに

---

### (1) 国の動向

- ヤングケアラーについては、令和2年度に初めて全国的な調査（中学2年生、高校2年生へのアンケート調査）が実施され、世話をしている家族が「いる」と回答したのは、中学2年生が5.7%（およそ17人に1人）、全日制高校2年生が4.1%（およそ24人に1人）という結果となりました。こうした結果を受け、国は支援を進めるとともに、令和6年6月には、子ども・若者育成支援推進法を改正（2ページ参照）し、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象にヤングケアラーを明記しました。

### (2) 草津市の取組

- 本市においては、こども・若者支援の検討を行うため、令和3年度に市内の中学2年生、高校2年生を対象にアンケート調査を実施し、そのアンケートの質問項目の一部に、ヤングケアラーに関連するものを設けたところ、相談や支援が必要と思われるヤングケアラーが確認されました。
- それらも踏まえ、令和4年10月に、ヤングケアラーにも対応した相談窓口として「子ども・若者総合相談窓口（令和7年4月1日より、こども・若者総合相談窓口に名称変更）」を開設し、ヤングケアラーを対象とした事業をモデル的に実施するなど、ヤングケアラーに対するより一層の支援を推進しているところです。

### (3) マニュアルの目的

- このマニュアルは、関係者や関係機関がヤングケアラーへの理解を深め、ヤングケアラーを早期に発見し、見守り、必要に応じて支援につなげることを目的として作成しました。なお、今後の支援状況を確認しながら、随時マニュアルの見直しを行います。

## 2. ヤングケアラーとは

- ヤングケアラーについては、子ども・若者育成支援推進法にて、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として明記されています。
- 「過度に」とは、こども・若者が「家族の介護その他の日常生活上の世話」を行うことにより、「社会生活を円滑に営む上での困難を有する」状態に至っている場合、すなわち、こどもにおいてはこどもとしての健やかな成長・発達に必要な時間（遊び・勉強等）を、若者においては自立に向けた移行期として必要な時間（勉強・就職準備等）を奪われたり、ケアに伴い身体的・精神的負荷がかかったりすることによって、負担が重い状態になっている場合を指すものです。
- 具体例として、こども家庭庁にて以下のように紹介されています。



障害や病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。



家族に代わり、給いきょうだいの世話をしている。



障害や病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている。



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている。



日本語が第一言語でない家族や障害のある家族のために通訳をしている。



家計を支えるために労働をして、障害や病気のある家族を助けている。



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している。



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている。



障害や病気のある家族の身の回りの世話をしている。



障害や病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている。

(こども家庭庁 ホームページより)

- 支援の対象年齢については、こども期（18歳未満）に加え、進学や就職の選択など、自立に向けた重要な移行期を含む若者期を切れ目なく支えるという観点からおおむね30歳未満を中心としています。こども・若者期にヤングケアラーとして家族の世話を担い、こども・若者にとって必要な時間を奪われたことにより、社会生活を円滑に営む上での困難を有する状態に引き続き陥っている場合等その状況等に応じ、40歳未満も対象となります。

※本マニュアルでは、「家族の介護その他の日常生活上の世話」のことを「ケア」といいます。

### 3. ヤングケアラーに支援が必要な理由

---

#### (1) こども・若者がケアを担う理由

- 家族に疾病や障害があることでケアが必要となったり、親の就労時間の増加などにより養育機能が不十分になることがあります。その際、親族のサポートや公的サービス等を十分に受けることができない場合に、こども・若者が家族のケアをする状況が発生します。一度この状態になってしまうと、こども・若者がケアを担い続けざるを得ない状態となってしまいます。

#### (2) こどもの権利との関係や将来への影響

- 子どもの権利条約には、大きく分けると「生きる権利」、「守られる権利」、「参加する権利」、勉強したり遊んだりして、もって生まれた能力を十分に伸ばしながら成長するための「育つ権利」が定められています。これらの権利を侵害されているこどもについては、そのこどもの権利を守るために必要な支援を行い、こどもの権利回復・権利保障に努めなくてはなりません。
- ヤングケアラーは、ケアを日常的に行っていることにより、学校に行けなかったり、宿題をする時間がつくれなかったり、友達と遊ぶ時間がなかったりするなど、こどもの権利が侵害されている可能性があります。また、その結果、勉強がうまくいかなかったり、友人関係がうまく築けないなど、こどもの将来に影響を及ぼすことも考えられます。
- しかし、ヤングケアラー自身はそのような状況に気づいていなかったり、不安や不満を抱えていても言い出せなかったりしている場合があります。そのような状況において、まわりの大人が早く気づき、ヤングケアラーの想いを聴き、必要な支援につなげて状況を改善することで、こどもらしく、または、自分らしく生きる権利を回復し、そのこどもが自身の持つ能力を最大限発揮できるようにしていくことが必要です。
- 10歳代後半のヤングケアラーにおいては、大学等への進学または就職と、ケアとの関係に悩んだり、周囲の同世代が将来に向けて進んでいるのを見ると、「どうして自分だけ選択肢が少ないのか」「このままで自分の将来は大丈夫なのか」と違和感・焦燥感を持つ場合があります。  
20歳代のヤングケアラーにおいては、仕事とケアの両立や、結婚・子育てといった自身のライフステージとケアとの関係に悩む場合があります。

- ヤングケアラーであったこども・若者は、就職後に仕事がうまくいかなかったり、友人関係が築きにくかったりする可能性があります。また、ヤングケアラーの中には、周りの人に頼るという経験を持たず、大人になっても周りを頼れず課題を抱え込んでしまう人もいます。「周りの人が助けてくれた」という経験をつくることが、ヤングケアラーの将来のためにも重要です。

## 4. ヤングケアラーに関する調査

- 令和2年度および3年度の国の調査結果として、家族の世話をしていると回答したのは、小学6年生が6.5%（およそ15人に1人）、中学2年生が5.7%（およそ17人に1人）、全日制高校2年生が4.1%（およそ24人に1人）との結果で、どの世代も、ケアの対象者は、一番が「きょうだい」でした。また、令和3年度に滋賀県が県内小中高等学校に対して調査した結果、ヤングケアラーと思われる児童生徒がいると回答した学校は49.8%でした。
- 滋賀県の調査に係る考察では、こどもたちの困りごとに気づきやすいのは、学校現場の教員である一方で、高校生など、年齢が上がるにつれて、学校では生活実態を把握しづらい傾向があり、具体的な支援につなげるためには、スクールソーシャルワーカーをはじめとする学外の関係機関との連携が不可欠とのことでした。

(参考)

### 滋賀県（令和3年度）

「子ども若者ケアラー実態調査報告書」から抜粋（滋賀県社会福祉協議会のHPで公開）

※滋賀県では、ヤングケアラーを「子ども若者ケアラー」と呼んでいます。

#### 調査対象

- ▶ 県内全ての国公私立の小中高等学校
- ▶ 市町の要保護児童対策地域協議会
- ▶ 県内の相談支援機関（地域包括支援センター、障害者の相談支援事業所、生活困窮者自立相談支援機関、市町の高齢・障害・生活困窮・子ども若者支援担当課）
- ▶ 民生委員・児童委員

#### 調査結果

学校（393件中、331件が回答）の調査結果のみ抜粋

- ▶ 子ども若者ケアラーと思われる児童生徒の有無
  - ⇒ 「いる」（49.8%）、「いない」（41.4%）
- ▶ 子ども若者ケアラーの学校生活の状況
  - ⇒ 「精神的な不安定さがある」（32.3%）が最も多く、次いで「学校を休みがちである」（31.8%）
- ▶ 子ども若者アラーがケアをしている人
  - ⇒ 「きょうだい」（59.4%）が最も多く、次いで「母親」（38.9%）
- ▶ ケアを必要としている人の状況
  - ⇒ 「若い」（48.2%）が最も多く、次いで「保護者が日本語を話せないなどコミュニケーションが難しい」（16.0%）、「精神疾患」（11.7%）

▶ヤングケアラーがしているケアの内容

⇒「きょうだいのケア」（49.6%）が最も多く、次いで「食事以外の家の中の家事」（38.4%）

## 草津市（令和3年度）

「草津市の青少年の支援に関するアンケート」に係る結果より抜粋

### 調査対象

▶草津市内中学校2年生および草津市内高等学校2年生

### 回答数

▶在籍数 2,932 件のうち、有効回答数 2,539 件（86.6%）

### 調査結果（抜粋）

▶「料理、洗濯などの家事や、家族の世話・介護などを日常的に行っていますか」

⇒「はい」が 615 人（全体の 24.2%）…①

▶①に対して、「家事や家族の世話・介護をしなければならないことにより自分のやりたい事ができなと感じたり、不安に感じたりすることはありますか」

⇒「特にない」が 396 人

⇒「自分の時間が取れない」「精神的に負担となっている」「友人と遊ぶ時間が取れない」「勉強する余裕がない」「学校へ行きたくても行けない」「部活動をする時間がない」等を感じている人が 114 人（全体の 4.5%）

## 5. ヤングケアラーの存在に気づくためには

- ヤングケアラーは自宅内で役割を担っていることが多いため、家族以外の者が実態を把握することは難しいです。また、こども・若者自身が自分のことをヤングケアラーであると認識することが難しい状況にあります。
- ヤングケアラーを必要な支援につなげるには、周囲の人が、「ヤングケアラーがいるかもしれない」と日頃から意識し、ヤングケアラーの存在に気づくことが大切です。下記に、存在に気づくきっかけの項目を紹介します。項目に該当したら、必ずヤングケアラーであるというわけではありませんが、「ヤングケアラーではないか」という視点での家族状況の確認が必要となります。

### 気づくきっかけの例

こども・若者の様子や状況	
教 育 面	<input type="checkbox"/> 欠席が多い、不登校
	<input type="checkbox"/> 遅刻や早退が多い
	<input type="checkbox"/> 保健室で過ごしていることが多い
	<input type="checkbox"/> 学校に行っているべき時間に、学校以外で姿を見かけたことがある
	<input type="checkbox"/> 授業中の集中力が欠けている、居眠りしていることが多い
	<input type="checkbox"/> 学力が低下している
	<input type="checkbox"/> 宿題や持ち物の忘れ物が多い
	<input type="checkbox"/> 保護者の承諾が必要な書類等の提出遅れや提出忘れが多い
	<input type="checkbox"/> 学校（部活含む）に必要なものを用意してもらえない
	<input type="checkbox"/> お弁当を持ってこない、コンビニ等で買ったパンやおにぎりを持ってくることが多い
	<input type="checkbox"/> 部活に入っていない、部活の休みが多い
	<input type="checkbox"/> 修学旅行や宿泊行事等を欠席する
	<input type="checkbox"/> 校納金が遅れる。未払い
	<input type="checkbox"/> クラスメイトとのかかわりが薄い、ひとりであることが多い
	<input type="checkbox"/> 高校進学を希望していたが、進学していない

健康面	<input type="checkbox"/> 必要な病院に通院・受診できない、服薬できていない
	<input type="checkbox"/> 精神的な不安定さがある
	<input type="checkbox"/> 給食時に過食傾向がみられる（何度もおかわりをする）、または食欲がない
	<input type="checkbox"/> 表情が乏しい
	<input type="checkbox"/> 家族に関する不安や悩みを口にする
	<input type="checkbox"/> 将来に関する不安や悩みを口にする
	<input type="checkbox"/> 極端に痩せている、痩せてきた
	<input type="checkbox"/> 極端に太っている、太ってきた
	<input type="checkbox"/> 生活リズムが整っていない
	<input type="checkbox"/> 身だしなみが整っていないことが多い（季節に合わない服装や衣服の汚れがある）
	<input type="checkbox"/> 予防接種を受けていない
	<input type="checkbox"/> 虫歯が多い
	その他
<input type="checkbox"/> 生活のために（家庭の事情により）就職している	
<input type="checkbox"/> 生活のために（家庭の事情により）アルバイトをしている	
<input type="checkbox"/> 家族の介助をしている姿を見かけたことがある	
<input type="checkbox"/> 家族の付き添いをしている姿を見かけたことがある	
<input type="checkbox"/> 幼いきょうだいの送迎をしている姿を見かけたことがある	
<input type="checkbox"/> こどもだけの姿をよく見かける	
<input type="checkbox"/> 年齢と比べて情緒的成熟度が高い	
<input type="checkbox"/> 友達と遊んでいる姿をあまり見かけない	
<input type="checkbox"/> 家族のケアのために就労していない	

## 6. ヤングケアラーの支援における留意点

### (1) ヤングケアラーであることを、こども・若者自身、保護者等が認識していない

- ヤングケアラーの支援の難しさの1つが、「支援が必要な状況であること」をこども・若者自身、保護者等が認識していないケースが多いことです。支援の必要性を認識していない場合には、外部の人や機関が家庭内の事情に関わることへの抵抗感を持つことがあります。その場合は、こども・若者自身が自分の状況を理解し、支援を受けることを納得できるよう向き合うことから始める必要があります。

### (2) ケアを担っていることを否定しない

- ヤングケアラーは、自分がケアをすることが当たりまえだと思っていたり、周りからの期待に応えるためにケアを行っていたりする場合があります。そのため、ケアを行っていること自体を否定したり、逆にそのことを過度に評価したりするのではなく、本人の状況を認めたくて、「いつでも助けを求めていい」ということを伝え、他の選択肢もあるということを示すことが重要です。

### (3) ヤングケアラーであることを公にしてほしくないケースへの配慮

- 支援を受けることの必要性は理解していても、支援を受けることに抵抗感や恥ずかしさを感じたり、「支援が必要な家族がいる」ということを周囲に知られたくないヤングケアラーもいます。支援する際は、ヤングケアラー自身やその家族が周囲から偏見をもたれないよう、十分に配慮した対応が必要です。

### (4) メンタル面でのサポート

- ヤングケアラーは、支援を受けることで、ケアから解放されたり、ケアを負担軽減されたりする一方で、罪悪感を抱くことがあります。また、喪失感や無力感などから、本来抱いていた将来への夢や希望などを見失ってしまうこともあります。ヤングケアラーがケアから解放された後、自身の将来を考え、自分の人生を歩むことができるよう、一緒に考えたり、助言したりしてくれる存在が必要です。

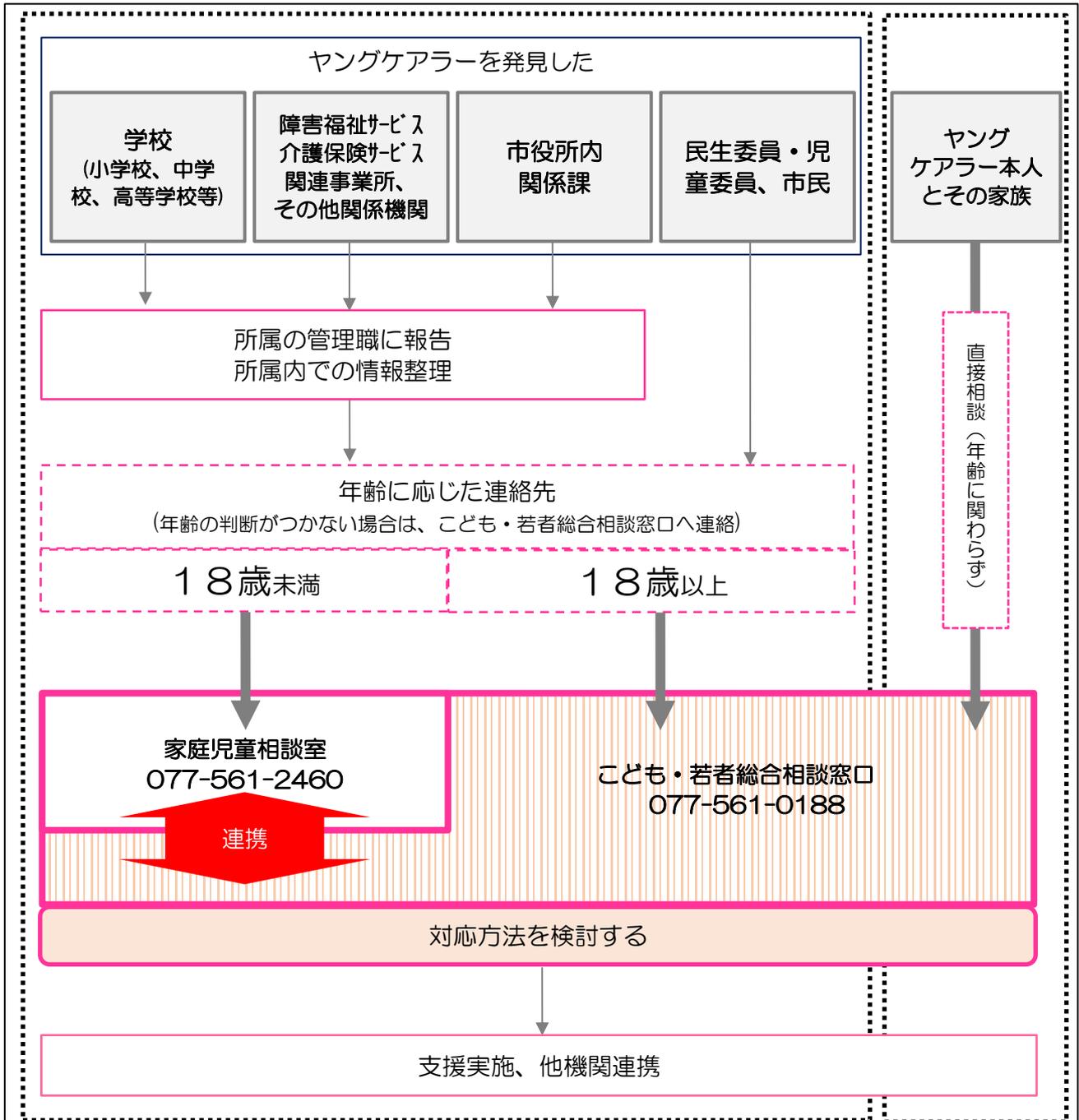
### (5) 家族との関わり

- ヤングケアラーが担っているケアを、サービス等につなぐためには、ケアを受けている側の理解と納得も必要となります。
- また、保護者への否定的な態度等の家族を追い込むような支援をすることで、ヤングケアラー自身を苦しめることのないよう配慮することが必要です。

## 7. ヤングケアラーの支援の流れ（発見した際の対応）

- 本市においては、関係機関が連携して支援しやすくなるよう、家庭児童相談室およびこども・若者総合相談窓口をヤングケアラーの相談窓口として設置します。ヤングケアラー支援の主な流れは下記のとおりで詳細については、次ページ以降をご確認ください。

### ヤングケアラー支援のフロー



※虐待などやむを得ない場合を除き、あくまでも本人や家族の意思を尊重します。支援に対して、本人や家族の同意が得られない場合は、発見者より「こども・若者総合相談窓口」を紹介する流れとなります。

**(1) 学校（小学校、中学校、高等学校等）の場合**

## ①ヤングケアラーの発見

- ・教員等が、ヤングケアラーを発見した。

(例)	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶家族のケアのために欠席や遅刻するなど、ヤングケアラーである端緒を発見した</li> <li>▶児童生徒から家族のケアに関する相談を受けた</li> </ul>
-----	---

## ②情報整理

- ・発見者は管理職に報告し、わかる範囲で以下の情報整理をする。

区分	情報整理項目
ヤングケアラー本人の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出欠状況（遅刻、欠席、不登校、部活動の休みの有無）</li> <li>・授業への集中力低下の有無</li> <li>・疲れた様子、精神的な不安定さの有無</li> <li>・保護者の承諾が必要な事項（書類等）の提出遅れの有無</li> <li>・家庭の事情により進学ができないなどの事情の有無</li> <li>・担っているケアの具体的内容や費やしている時間</li> <li>・発育状態、服装、衛生状態、行動上の問題、食欲</li> </ul> <p>※きょうだいが在籍している場合はその状況も情報整理する。</p>
家族状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ケアが必要な家族の疾病や障害の程度</li> <li>・保護者の状況（ヤングケアラーがケアを担っていることへの保護者の考え、送迎時の様子、家族関係、性格、経済状況、多忙）</li> </ul>

## ③対応

- ・②の整理後（対応が急がれる場合は②と並行して）、以下の行政機関に連絡する。

(連絡先)	<u>ヤングケアラーが18歳未満</u> 家庭児童相談室（電話番号 077-561-2460）
	<u>ヤングケアラーが18歳以上</u> こども・若者総合相談窓口（電話番号 077-561-0188）

## ※ヤングケアラー本人や家族の意思確認について

- ・虐待などやむを得ない場合を除き、あくまでもヤングケアラー本人や家族の意思確認のもと、支援を進めていくことが必要です。支援に対して同意が得られない場合は、発見者より「いつでも、こども・若者総合相談窓口へ直接相談できる」旨を伝えていただきます。

## (2) 障害福祉・介護保険サービスに関連する事業所、その他関係機関の場合

### ①ヤングケアラーの発見

- ・障害福祉や介護保険サービスに関連する事業所、保育所、幼稚園、こどもの居場所づくりの実施団体等の職員が、支援対象者やその家族と接する中で、ヤングケアラーの存在を発見した。

(例) ▶こども・若者が、家族のケアをする姿を見た  
▶こども・若者から、家族のケアに関する相談を受けた

### ②情報整理

- ・発見者は管理職に報告し、わかる範囲で以下の情報整理をする。  
(担当相談員やケアマネジャーがいる場合は、連絡の上、情報整理をする。)

区分	情報整理項目
ヤングケアラー本人の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校や仕事に行っている様子の有無</li> <li>・疲れた様子、精神的な不安定さの有無</li> <li>・担っているケアの具体的な内容や費やしている時間</li> <li>・発育状態、服装、衛生状態、行動上の問題、食欲</li> </ul> ※きょうだいの状況を把握している場合はその状況も情報整理する。
家族状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ケアが必要な家族の疾病や障害の程度やサービスの利用状況</li> <li>・サービスの利用に消極的・否定的な家族の有無</li> <li>・保護者の状況（ヤングケアラーがケアを担っていることへの保護者の考え、送迎時の様子、家族関係、性格、経済状況、多忙）</li> <li>・ヤングケアラー本人に過度な負担がかかっていることを気にかけている家族の有無</li> </ul>

### ③対応

- ・②の整理後（対応が急がれる場合は②と並行して）、以下の行政機関に連絡する。

(連絡先)	ヤングケアラーが18歳未満 家庭児童相談室（電話番号 077-561-2460）
	ヤングケアラーが18歳以上 こども・若者総合相談窓口（電話番号 077-561-0188）

年齢の判断がつかない場合は、こども・若者総合相談窓口へ連絡

#### ※ヤングケアラー本人や家族の意思確認について

- ・虐待などやむを得ない場合を除き、あくまでもヤングケアラー本人や家族の意思確認のもと、支援を進めていくことが必要です。支援に対して同意が得られない場合は、発見者より「いつでも、こども・若者総合相談窓口へ直接相談できる」旨を伝えていただきます。

### (3) 市役所内関係課の場合

#### ①ヤングケアラーの発見

- ・市職員が、支援対象者やその家族と接する中で、ヤングケアラーの存在を発見した。

(例)	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶こども・若者が、家族のケアをする姿を見た</li> <li>▶こども・若者から、家族のケアに関する相談を受けた</li> </ul>
-----	--

#### ②情報整理

- ・発見者は管理職に報告し、わかる範囲で以下の情報整理をする。

区分	情報整理項目
ヤングケアラー本人の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校や仕事に行っている様子の有無</li> <li>・疲れた様子、精神的な不安定さの有無</li> <li>・担っているケアの具体的内容や費やしている時間</li> <li>・発育状態、服装、衛生状態、行動上の問題、食欲</li> </ul> <p>※きょうだいの状況を把握している場合はその状況も情報整理する。</p>
家族状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ケアが必要な家族の疾病や障害の程度やサービスの利用状況</li> <li>・サービスの利用に消極的・否定的な家族の有無</li> <li>・保護者の状況（ヤングケアラーがケアを担っていることへの保護者の考え、送迎時の様子、家族関係、性格、経済状況、多忙）</li> <li>・ヤングケアラー本人に過度な負担がかかっていることを気にかけている家族の有無</li> </ul>

#### ③対応

- ・②の整理後（対応が急がれる場合は②と並行して）、以下の行政機関に連絡する。

(連絡先)	<u>ヤングケアラーが18歳未満</u> 家庭児童相談室（電話番号 077-561-2460）
	<u>ヤングケアラーが18歳以上</u> こども・若者総合相談窓口（電話番号 077-561-0188）

年齢の判断がつかない場合は、こども・若者総合相談窓口へ連絡

#### ※ヤングケアラー本人や家族の意思確認について

- ・虐待などやむを得ない場合を除き、あくまでもヤングケアラー本人や家族の意思確認のもと、支援を進めていくことが必要です。支援に対して同意が得られない場合は、発見者より「いつでも、こども・若者総合相談窓口へ直接相談できる」旨を伝えていただきます。

**(4) 民生委員・児童委員、市民の場合**

- 民生委員・児童委員や市民がヤングケアラーに接し、支援の必要性が感じられるケースを見つけた場合は、以下の窓口へ相談・連絡をお願いします。

(連絡先)	ヤングケアラーが18歳未満 家庭児童相談室（電話番号 077-561-2460）
	ヤングケアラーが18歳以上 こども・若者総合相談窓口（電話番号 077-561-0188）

年齢の判断がつかない場合は、こども・若者総合相談窓口へ連絡

**(5) ヤングケアラー本人とその家族からの相談**

- ヤングケアラー本人とその家族からの電話やメールによる相談も受け付けています。相談を通して、ヤングケアラー自身の精神的負担の軽減を図るとともに、必要に応じてカウンセリングや関係機関との連携をします。

(連絡先)	<b>【こども・若者総合相談窓口】</b> 〒525-8588 草津市草津三丁目 13 番 30 号 電話番号：077-561-0188 Eメール：kodomo@city.kusatsu.lg.jp 開所日：平日 9：00～16：45（祝日・年末年始除く）
-------	---

## 8. ヤングケアラーの具体的な支援の例

- ヤングケアラーの支援を進めるにあたり、関係者や関係機関がヤングケアラー本人やその家族の相談対応をするのはもちろんのこと、状況に応じて以下の支援の利用調整が必要となります。記載している項目はあくまで一例であり、実際の支援においては、より多くの支援を組み合わせながら、対応していく必要があります。

### 具体的な支援の例

	必要な対応	具体的な支援の例 [主な所管・実施・対応機関]
ヤングケアラー本人への対応	ケア負担の軽減	<u>ケアの対象者がぎょうだいの場合</u> ▶保育所の利用 [幼児課] ▶児童育成クラブの利用 [こども若者政策課] ▶ファミリー・サポート・センター [子育て相談センター] ▶草津っ子サポート [こども家庭若者課] ▶多胎児家庭ホームヘルパー [こども家庭若者課] ▶滋賀県ひとり親家庭等日常生活支援事業 [こども家庭若者課] ▶養育支援ヘルパー [家庭児童相談室] ▶子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ） [家庭児童相談室]
		<u>ケアの対象者が障害者の場合</u> ▶障害福祉サービス [障害福祉課] ▶訪問看護 [医療機関]
		<u>ケアの対象者が高齢者の場合</u> ▶介護保険サービス [介護保険課、地域包括支援センター] ▶高齢者福祉サービス等 [長寿いきがい課、介護保険課、地域包括支援センター]
		<u>ケアの対象者が日本語通訳が必要な場合</u> ▶通訳サービス [民間団体、まちづくり協働課]
		<u>その他ヤングケアラー支援</u> ▶ヤングケアラーヘルパー派遣、ヤングケアラー配食支援 [こども家庭若者課]
経験を共感したり、相談できる場所の提供	▶ピアサポート [民間団体] ▶オンラインサロン [民間団体] ▶居場所、こども食堂 [民間団体]	
心身のケア	▶医療機関 ▶カウンセリング [民間団体、こども家庭若者課]	
学習支援	▶学校 ▶やまびこ教育相談室 [教育研究所] ▶少年センター・あすくる草津	

		<ul style="list-style-type: none"> <li>▶フリースクール [民間団体]</li> <li>▶居場所 [民間団体、人とくらしのサポートセンター、こども家庭若者課]</li> </ul>
世帯への対応	経済的支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶緊急食糧支援 [社会福祉協議会]</li> <li>▶生活福祉資金、生活つなぎ資金の貸付 [社会福祉協議会]</li> <li>▶住居確保給付金 [人とくらしのサポートセンター]</li> <li>▶就労支援 [人とくらしのサポートセンター]</li> <li>▶就労準備支援事業 [人とくらしのサポートセンター]</li> <li>▶家計改善支援事業 [人とくらしのサポートセンター]</li> <li>▶食料支援 [人とくらしのサポートセンター]</li> <li>▶生活保護費の支給 [生活支援課]</li> </ul>

## 9. 参考事例

- ヤングケアラーの支援を進めるにあたり、イメージがしやすくなるよういくつか事例を紹介します。この事例はあくまで一例であり、実際の支援において、必ずこのとおりに対応しなければならないわけではありません。事例を参考に、実態に即した対応が必要となります。

### <ケース1>

世帯構成
・父、母（精神疾患、無職）、長女（小学生、ヤングケアラー）、次女（こども園）の4人世帯。
世帯状況
<ul style="list-style-type: none"> <li>・母は精神疾患であるが通院しておらず、体調不良により日中は横になることが多い。そのため、長女が食事の準備や次女の送迎をしている。</li> <li>・父は仕事が忙しく、母や次女のケアができていない。</li> <li>・長女は不登校気味で、学校に来ても集中力が低く、学習面に影響が出ている。</li> </ul>
考えられる支援例
<p>▶長女へのアプローチ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・母や次女のケアについて、相談できる相手がいるか確認し、必要に応じて、学校やこども・若者総合相談窓口が相談相手となる。</li> <li>・学習支援ができる機関の利用を調整する。</li> </ul> <p>▶両親へのアプローチ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・長女の負担を軽減する方法を、支援者と一緒に考える旨を提案する。</li> <li>・傷病の治療のため、母が通院できるよう支援する。</li> <li>・次女の送迎支援（ファミリー・サポート・センター）の利用を調整する。</li> </ul>

## &lt;ケース2&gt;

世帯構成
・祖母（認知症）、母、長女（高校生、ヤングケアラー）の3人世帯。
世帯状況
<ul style="list-style-type: none"> <li>・祖母はデイサービスセンター（介護保険サービス）を利用中であるが、認知症が悪化しており、長女が食事の準備や見守りをしている。</li> <li>・母は仕事が忙しく、祖母のケアができていない。</li> <li>・長女は祖母のケアで高校を休むことがある。大学に行きたいと思っているが、祖母のケアのことが気になり、進学を迷っている。</li> </ul>
考えられる支援例
<p>▶長女へのアプローチ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・祖母のケアについて、相談できる相手がいるか確認し、必要に応じて、学校やこども・若者総合相談窓口が相談相手となる。</li> </ul> <p>▶母へのアプローチ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・長女の負担を軽減する方法を、支援者と一緒に考える旨を提案する。</li> <li>・祖母のケアについて、介護保険サービス内容の見直し（デイサービスセンターの利用回数の見直し、ヘルパーの利用等）を調整する。</li> </ul>

## &lt;ケース3&gt;

世帯構成
・母（視覚障害）、長男（20歳代、ヤングケアラー）の2人世帯。
世帯状況
<ul style="list-style-type: none"> <li>・母は、障害福祉サービスにより、外出時のみヘルパーの支援を受けているが、家の中のことは長男がケアをしている。</li> <li>・長男は「就職をして、後々は一人暮らしをしたい」と思っているが、母のケアにより自分の時間がないため、就職ができていない。また、長期間就労をしていないため、就労することにも自信がない。</li> </ul>
考えられる支援例
<p>▶長男へのアプローチ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・母のケアについて、相談できる相手がいるか確認し、必要に応じて、こども・若者総合相談窓口が相談相手となる。</li> <li>・就労支援機関の利用を調整する。</li> </ul> <p>▶母へのアプローチ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・長男の負担を軽減する方法を、支援者と一緒に考える旨を提案する。</li> <li>・障害福祉サービスの見直し（ヘルパーの時間数の増加等）を調整する。</li> </ul>



作成	<p>【草津市 こども・若者総合相談窓口】 〒525-8588 草津市草津三丁目 13 番 30 号 電話番号：077-561-0188 Eメール：kodomo@city.kusatsu.lg.jp 開所日：平日 9：00～16：45（祝日・年末年始除く）</p>
----	--